

(写)

4 三 総 政 第 234 号

令 和 4 年 8 月 25 日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 4 年第 3 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第34号 三鷹市議会議員及び三鷹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第36号 三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 旧どんぐり山施設大規模改修工事請負契約の締結について
- 議案第40号 令和 4 年度三鷹市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第41号 令和 4 年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第42号 令和 3 年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 令和 3 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 令和 3 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 令和 3 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 令和3年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 令和3年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 34 号

三鷹市議会議員及び三鷹市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市議会議員及び三鷹市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市議会議員及び三鷹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成6年三鷹市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第142条第1項第6号」を「法第142条第1項第6号」に改める。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を
「7,700円」に改める。

第8条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改
める。

第11条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行令等の一部改正に伴い、三鷹市議会議員及び三鷹市長の選挙にお
ける選挙運動の公費負担の限度額を、同施行令で定める改定額と同額に改めるほか、
規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 35 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例

(三鷹市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 三鷹市職員の定年等に関する条例（昭和59年三鷹市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第12条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「」第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えるこ

とができない。

同項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の右に「生じる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生じること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の右に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の右に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の右に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由が存しなくなった」を「各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第6条を第14条とする。

第5条の次に次の3章及び章名を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号）第13条の3第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2

第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延

長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することがで

きる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第12条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

「付則」を「附則」に改め、附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」と

あるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(三鷹市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 三鷹市職員退職手当支給条例（昭和27年三鷹市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「含み、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く」を「含む」に改め、同条第2号中「地方公務員法」の右に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第3条の2第1項中「及び第5条」を「から第5条まで」に改め、「第10条」の右に「又は第10条の3」を加える。

第4条第1項中「含む」の右に「。次条第1項において同じ」を加え、同条第

2 項中「その者の退職の日における」を「退職の日におけるその者の」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（給料月額の変額改定等以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第 4 条の 2 退職した者の基礎在職期間（第 10 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。）のうち市規則で定める期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変額改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。）その他市規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該変額日以後に給料月額の変額改定をする条例等が制定された場合にあっては、当該改定後の給料月額に相当する市規則で定める額とする。ただし、その額が変額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とすることができる。

(1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前条第 1 項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前条第 1 項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第 2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43 以上 特定変額前給料月額に 43 を乗じて得た額

(2) 43未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第5条中「に対する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差（その差が10年を超えるときは、10年とする。）に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」を「であって、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同条に次の表を加える。

第4条第1項	という。)	という。)及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条第2項	前項	第5条の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の2第1項	前条の	次条の規定により読み替えて適用する前条の
第4条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額

		及び特定減額前給料月額に その者に係る定年と退職の 日の属する会計年度の末日 の年齢との差に相当する年 数1年につき100分の2を 乗じて得た額の合計額
	前条第1項	次条の規定により読み替え て適用する前条第1項
第4条の2第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日にお けるその者の給料月額にそ の者に係る定年と退職の日 の属する会計年度の末日の 年齢との差に相当する年数 1年につき100分の2を乗 じて得た額の合計額に、
第4条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月 額に係る減額日のうち最も 遅い日の前日に現に退職し た理由と同一の理由により 退職したものとし、かつ、 その者の同日までの勤続期 間及び特定減額前給料月額 を基礎として、前条第1項 の規定により計算した場合 の退職手当の基本額に相当 する額
第4条の2第2項	前項の	次条の規定により読み替え て適用する前項の
第4条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特 定減額前給料月額にその者 に係る定年と退職の日の属 する会計年度の末日の年齢 との差に相当する年数1年 につき100分の2を乗じて 得た額の合計額
第4条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特 定減額前給料月額にその者 に係る定年と退職の日の属 する会計年度の末日の年齢 との差に相当する年数1年 につき100分の2を乗じて

	得た額の合計額
及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第6条第4項中「、当該」を「当該」に改め、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市規則で定める職員が市規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第8項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第10条の2の次に次の1条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例）

第10条の3 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた後に退職した者の前2条の規定の適用については、第10条第1項中「次条」とあるのは「第10条の3の規定により読み替えられた次条」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）のそれぞれの期間ごとに、当該期間」と、「その者の調整額期間の」とあるのは「当該期間の」と、「合計した点数」とあるのは「合計した点数を計算し、多い方の点数に」とし、前条第1項中「として、」とあるのは「として20年前までの期間又は地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた日の前日の属する月の末日を起算日として」とする。

第16条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「この条」を「この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」

に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第4項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の4項を加える。

5 三鷹市職員の給与に関する条例附則第4項の規定による職員の給料月額の改定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、第4条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

6 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第4条の2第1項の市規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、第1号又は第2号に定める額とする。ただし、市規則で定める場合については、この限りでない。

(1) 第4条の2第1項の市規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この号において「7割措置減額日」という。）における同項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この号において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該特別特定減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあっては、同項の市規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（当該給料月額がこの号に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあっては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（当該7割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあっては、同項の市規則で定める額とする。ただし、その額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基

本額は、次に掲げる額の合計額とする。

ア その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この号において同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下この項において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第4条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

イ その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この項において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、(ア)に掲げる割合から(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

(ア) その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第4条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

(イ) アに掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

ウ 退職の日におけるその者の給料月額に、(ア)に掲げる割合から(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

(ア) その者に対する退職手当の基本額が第4条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

(イ) イに掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

(2) 前号の規定により計算した額が、次のア又はイに掲げる同号イ(イ)に掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額を超える場合は、同号の規定にかかわらず、当該ア又はイに定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

ア 43以上 上位減額前給料月額に43を乗じて得た額

イ 43未満 次の(ア)又は(イ)に掲げる前号ウ(イ)に掲げる割合の区分に応じ当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 43以上 上位減額前給料月額に前号イ(イ)に掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(イ) 43未満 上位減額前給料月額に前号イ(イ)に掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に同号ウ(イ)に掲げる割合から同号イ(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から同号ウ(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

7 当分の間、第5条の規定の適用については、同条中「その者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

8 当分の間、三鷹市職員の給与に関する条例附則第6項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

(三鷹市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第10項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者に属する職務の級に応じた」を「定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」に改め、同条第11項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「掲げる給料月額」を「掲げる基準給料月額」に改める。

第4条の2を削る。

第9条第2項第2号、第12条第1項第3号及び第14条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第3項及び第15条の2第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間

勤務職員」に改める。

第18条第1項中「第7条、第8条及び第8条の3の規定は、次に掲げる」を「次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める」に改め、同項第1号中「部長職職員」を「第7条、第8条及び第8条の3 部長職職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「第8条の3 課長職職員」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第4条第2項から第9項まで、第7条、第8条及び第8条の3 定年前再任用短時間勤務職員

第18条第2項を削る。

附則に次の8項を加える。

4 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第6項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第6項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 三鷹市職員の定年等に関する条例（昭和59年三鷹市条例第32号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に掲げる職を占める職員

(3) 三鷹市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

6 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第8項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において

「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは「第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第6項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 9 附則第6項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 10 附則第6項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第5項(第15条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第6項、第8項又は第9項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 11 附則第4項から前項までに定めるもののほか、附則第4項の規定による給料月額、附則第6項の規定による給料その他附則第4項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1中

「

再任用職員	198,300	230,400	271,000	313,000	429,100
-------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

」

に改める。

別表第2中

「

再任用職員	208,100	222,400	242,600	274,000
-------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	208,100	222,400	242,600	274,000

」

に改める。

(三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成8年三鷹市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第13条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(三鷹市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第5条 三鷹市職員の懲戒に関する条例（昭和27年三鷹市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料月額」を「その発令日に受ける給料月額」に改め、同項

に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 三鷹市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三鷹市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第32号」の右に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

第5条の2第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条及び第7条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(三鷹市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第7条 三鷹市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「法第22条の4第1項」に改め、同条第5号中「第32号」の右に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(三鷹市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 三鷹市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年三鷹市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。第10条において同じ。）」を削り、同項第3号中「地公法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改

正)

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成3年三鷹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第32号」の右に「。以下「定年条例」という。」を加え、同項に次の1号を加える。

（6）定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（三鷹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第10条 三鷹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年三鷹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第11条 三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和27年三鷹市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項及び第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

（三鷹市職員の分限に関する条例の一部改正）

第12条 三鷹市職員の分限に関する条例（昭和27年三鷹市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、法第28条の2第1項の規定による降任に関する事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条（三鷹市職員退職手当支給条例第6条の改正規定（同条第4項に係る部分に限る。）及び附則第4項の改正規定に限る。）及び附則第9条の規定 公布の日

（2）第2条（三鷹市職員退職手当支給条例第6条の改正規定（同条第8項に係る部分に限る。） 令和4年10月1日

2 この条例による改正後の三鷹市職員退職手当支給条例（以下「新退職手当支給

条例」という。)第6条第4項の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下この条から附則第7条までにおいて「施行日」という。）前にこの条例による改正前の三鷹市職員の定年等に関する条例（以下この条から附則第5条までにおいて「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の三鷹市職員の定年等に関する条例（以下この条から附則第8条までにおいて「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市規則で定める職にあつては、市規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下この条から附則第6条までにおいて同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正

法による改正後の地方公務員法（以下この条から附則第6条までにおいて「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条から附則第8条までにおいて同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達しているもの（新条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び

職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第13条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該市規則で定める短時間勤務の職にあつては、市規則で定める者）を、新条例第13条の規定により採用することができず、新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市規則で定める短時間勤務の職にあつては、市規則で定める定年

前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第９条 令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は、年齢６０年とする。

（三鷹市職員退職手当支給条例に関する経過措置）

第１０条 令和３年改正法附則第４条第１項又は第２項の規定により採用された職員に対する新退職手当支給条例第２条の規定の適用については、同条第１号中「同条第２項に規定する職員を含む。」とあるのは「同条第２項に規定する職員を含み、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項又は第２項の規定により採用された者を除く。）」とする。

２ 新退職手当支給条例第６条第７項（第２号に係る部分に限り、新退職手当支給条例附則第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（新退職手当支給条例第２条に規定する職員のうち退職したものをいう。）であって新退職手当支給条例第６条第１項第２号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第３項の退職手当の支給を受け終わった日が令和４年４月１日以後であるものについて適用する。

３ 新退職手当支給条例第６条第４項の規定は、令和４年７月１日以後に新退職手当支給条例第６条第４項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（職員の勤務延長に関する経過措置）

第１１条 この条例による改正後の三鷹市職員の給与に関する条例（以下この条及び次条において「新給与条例」という。）附則第４項から第１１項までの規定は、令和３年改正法附則第３条第５項又は第６項の規定により勤務している職員には適用しない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第１２条 令和３年改正法附則第４条第１項又は第２項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額、当該暫定再任用職員が新給与条例第３条第１０項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用され

る新給与条例第1条の2第2号に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第3項、第15条の2第3項及び第18条第3号の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第9条第2項第2号、第12条第1項第3号の規定を適用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、市規則で定める。

（三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に関する経過措置）

第13条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（三鷹市職員の育児休業等に関する条例に関する経過措置）

第14条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の三鷹市職員の育児休業等に関する条例第5条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（三鷹市職員の配偶者同行休業に関する条例に関する経過措置）

第15条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の三鷹市職員の配偶者同行休業に関する条例第2条第1項第4号の規定の適用については、同号中「法第22条の4第1項の規定により採用された職員」とあるのは、「地

方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」とする。

（三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に関する経過措置）

第16条 令和３年改正法附則第６条第１項又は第２項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第１条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（三鷹市職員の再任用に関する条例の廃止）

第17条 三鷹市職員の再任用に関する条例（平成13年三鷹市条例第25号）は廃止する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等を行うとともに、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 36 号

三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三鷹市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「いう。）」の右に「（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の2の3の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）」を加え、同号イを次のように改める。

イ 当該非常勤職員の養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下イにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第1号ウを削り、同号エ中「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に再度の」を「引き続いて」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き任用される」を「任用の」に改め、同号エを同号ウとする。

第2条の2の2第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「非常勤職員が」に、「するとき」を「する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市

規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が）」の右に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の右に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の2の2第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の2の3中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「非常勤職員が」に、「次に」を「次の各号に」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休

業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日
以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
第2条の2の3に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間にお
いてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の3を削る。

第3条第4号を次のように改める。

- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上
の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間
にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消さ
れた後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条第7号中「その任期」を「任期を定めて任用された職員であって、当該任
期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」
を「任期を」に、「に引き続き」を「引き続いて」に、「任期の末日の」を「育児
休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「当該引き続き任用され
る」を「当該任用の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係
る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例によ
る改正前の第3条（第4号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお
従前の例による。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児休業の取得回数制限が1回から2回に緩和されることに関して措置を講ずるとともに、非常勤職員の育児休業の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 37 号

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

三鷹市手数料条例（平成12年三鷹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2の80の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表81の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表94の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表95の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表100の項中「基づく長期優良住宅建築等計画」の右に「又は長期優良住宅維持保全計画（以下この項、101の項及び103の項において「長期優良住宅建築等計画等」という。）」を加え、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「又は改築しようとするとき」を「若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないとき」に、「又は改築しようとする場合」を「若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない場合」に改め、同表101の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「又は改築する際に認定を受けたもの」を「若しくは改築する際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに認定を受けたもの」に、「第6条第2項」を「同法第6条第2項」に改め、同表103の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同表105の項中「第54条第2項」を「同法第54条第2項」に改め、同表120の項中「第35条第2項」を「同法第35条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第2の80の項、81の項、94の項及び95の項の改正規定、101の項の改正規定（「第6条第2項」を「同法第6条第2項」に改める部分に限る。）並びに105の項及び120の項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、手数料を徴収する対象事務に長期優良住宅維持保全計画の認定等の申請に対する審査を加えるとともに、手数料の名称を改め、手数料の算定方法を定めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 38 号

三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和４年三鷹市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項に次の１号を加える。

（３）高校生等が何人からも監護されておらず、三鷹市（以下「市」という。）が必要と認める場合の当該高校生等本人

第３条第１項中「三鷹市（以下「市」という。）」を「市」に改める。

附 則

この条例は、令和４年10月１日から施行する。

提案理由

高校生等を養育している父母等に加え、何人からも監護されていない高校生等本人を対象者とするほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 39 号

旧どんぐり山施設大規模改修工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

旧どんぐり山施設大規模改修工事請負契約の締結について

旧どんぐり山施設大規模改修工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

旧どんぐり山施設大規模改修工事

2 契約の方法

制限付一般競争入札による契約

3 契約の金額

5億7,200万円

4 契約の相手方

東京都三鷹市下連雀三丁目4番29号

白石・大創建設共同企業体

代表者 白石建設株式会社

代表取締役 白石 勝也

構成員 大創建設株式会社

代表取締役 石井 徹

提案理由

旧どんぐり山施設大規模改修工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

旧どんぐり山施設大規模改修工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市大沢四丁目 8 番 8 号

(2) 工事内容

ア 事業形態変更（主に地階浴室、1 階厨房、2 階及び 3 階）に伴う改修

（ア）内装及び建具の改修

（イ）給排水衛生設備及び給湯設備の改修

（ウ）空調設備及び換気設備の改修

（エ）電気設備の改修

イ 空調設備の改修（1 階ホール系統）

ウ 防災設備の改修

エ エレベーターの改修

オ 照明器具の LED 化

カ 東側外壁の補修

キ 東側通路の舗装改修

(3) 工期

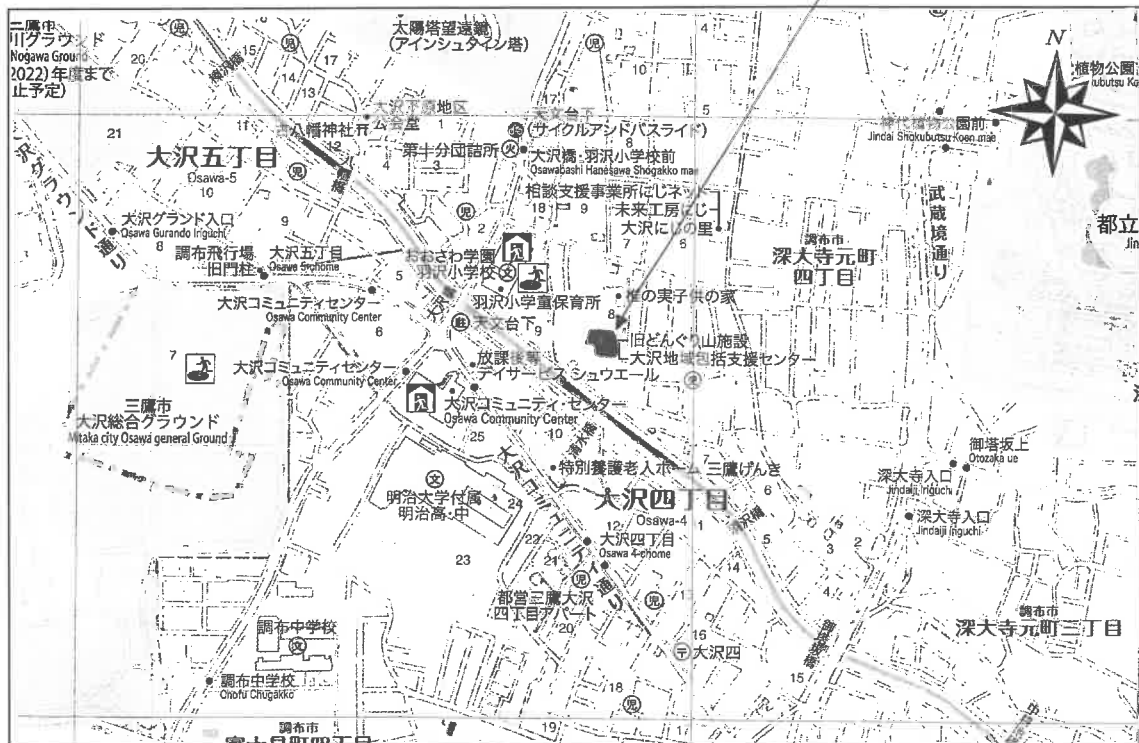
契約確定日の翌日から令和 5 年 10 月 31 日まで

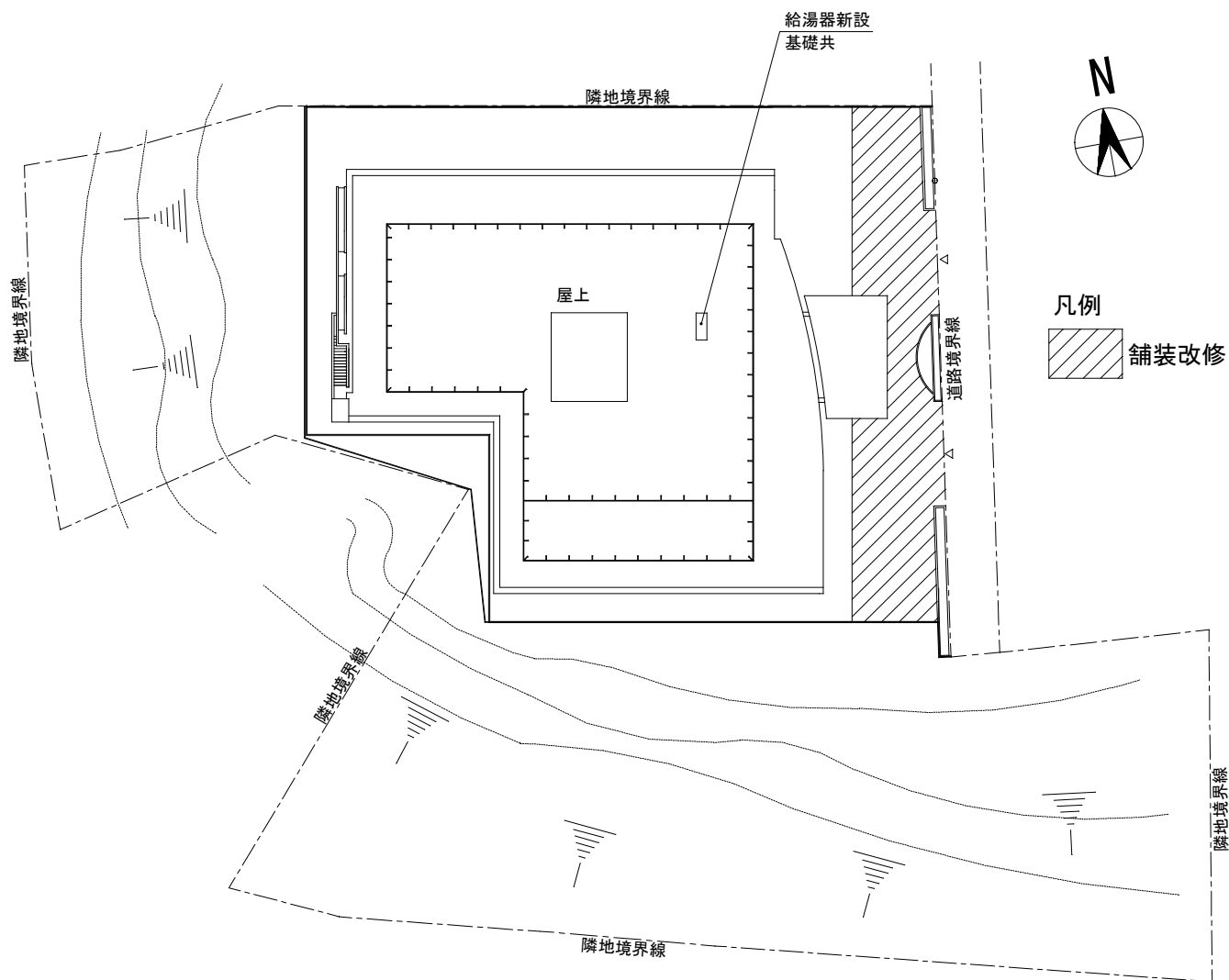
2 案内図、配置図、各階平面図及び立面図

別紙のとおり

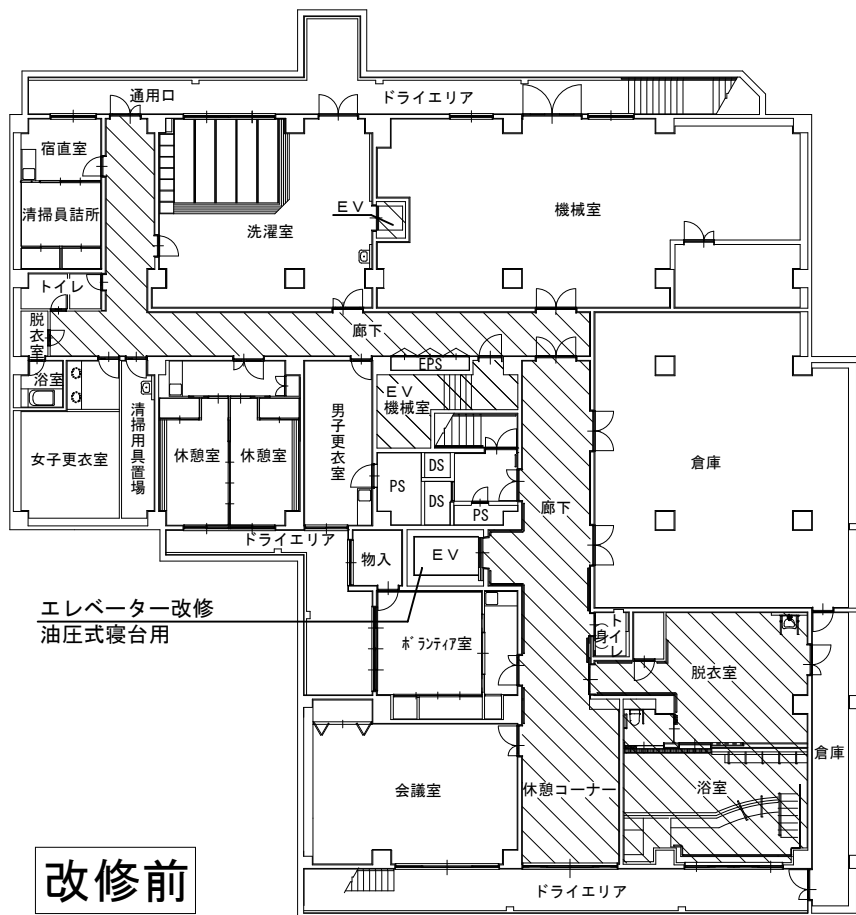
案内図

旧どんぐり山施設大規模改修工事場所



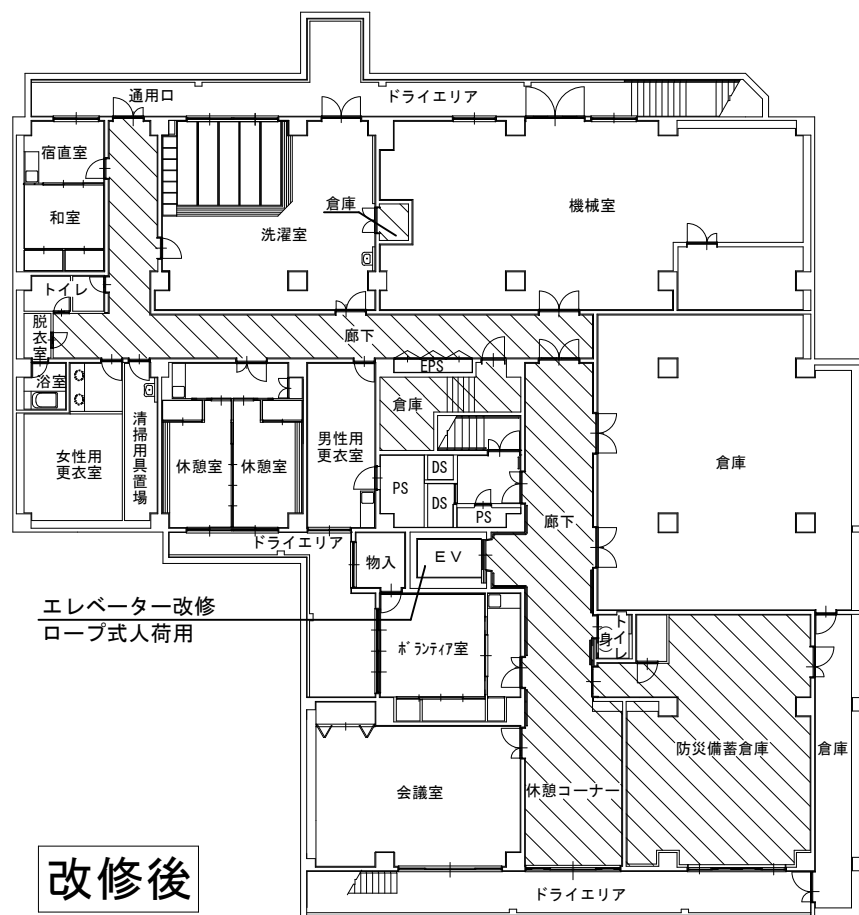


配置図・屋上平面図



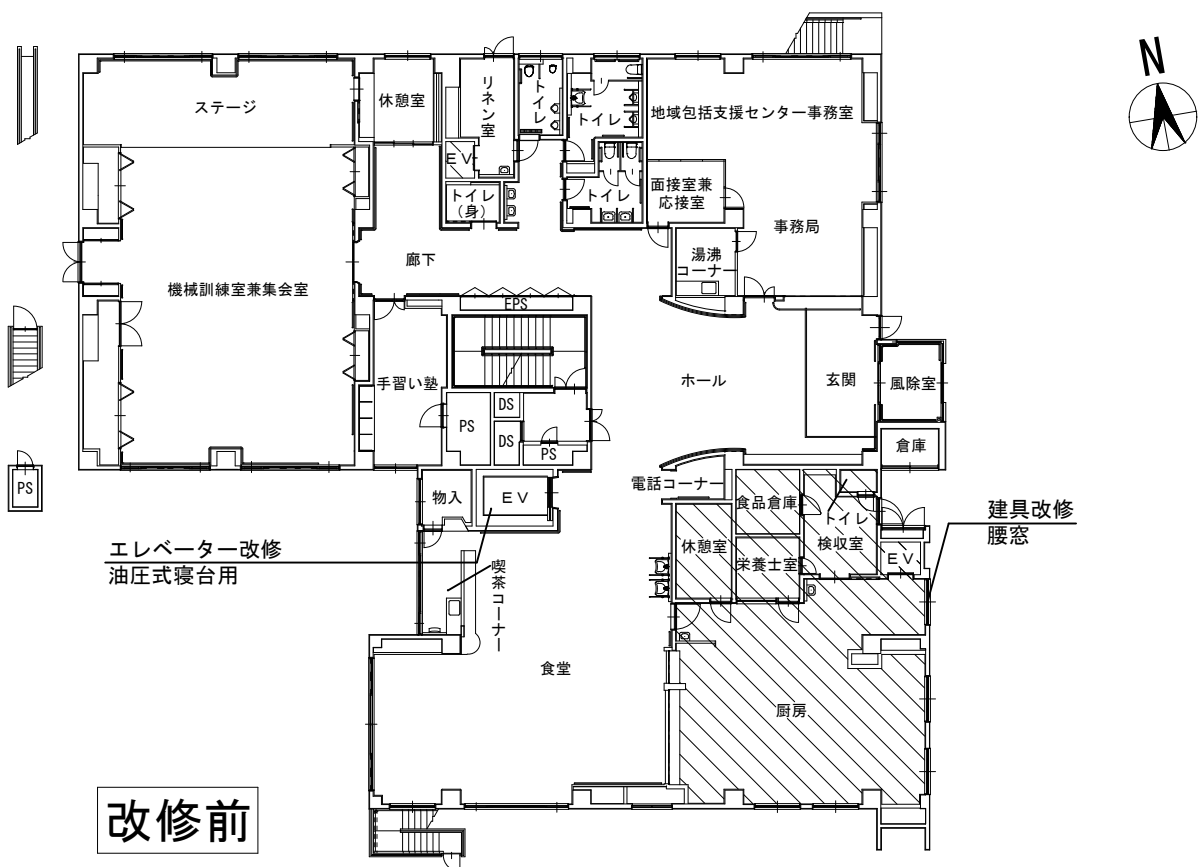
地階平面図

- ・スプリンクラー改修：防災設備
- ・照明LED化（廊下、防災備蓄倉庫）



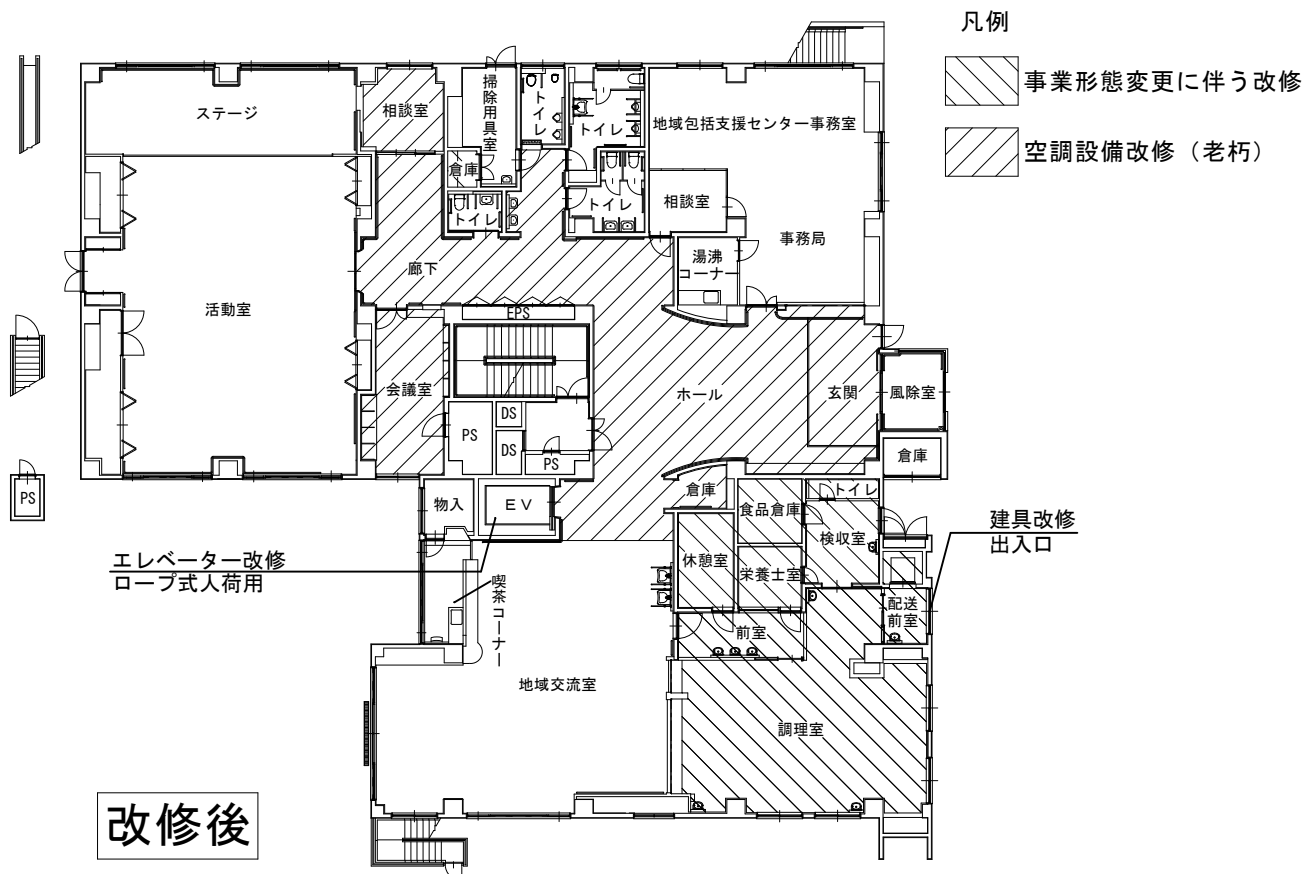
凡例

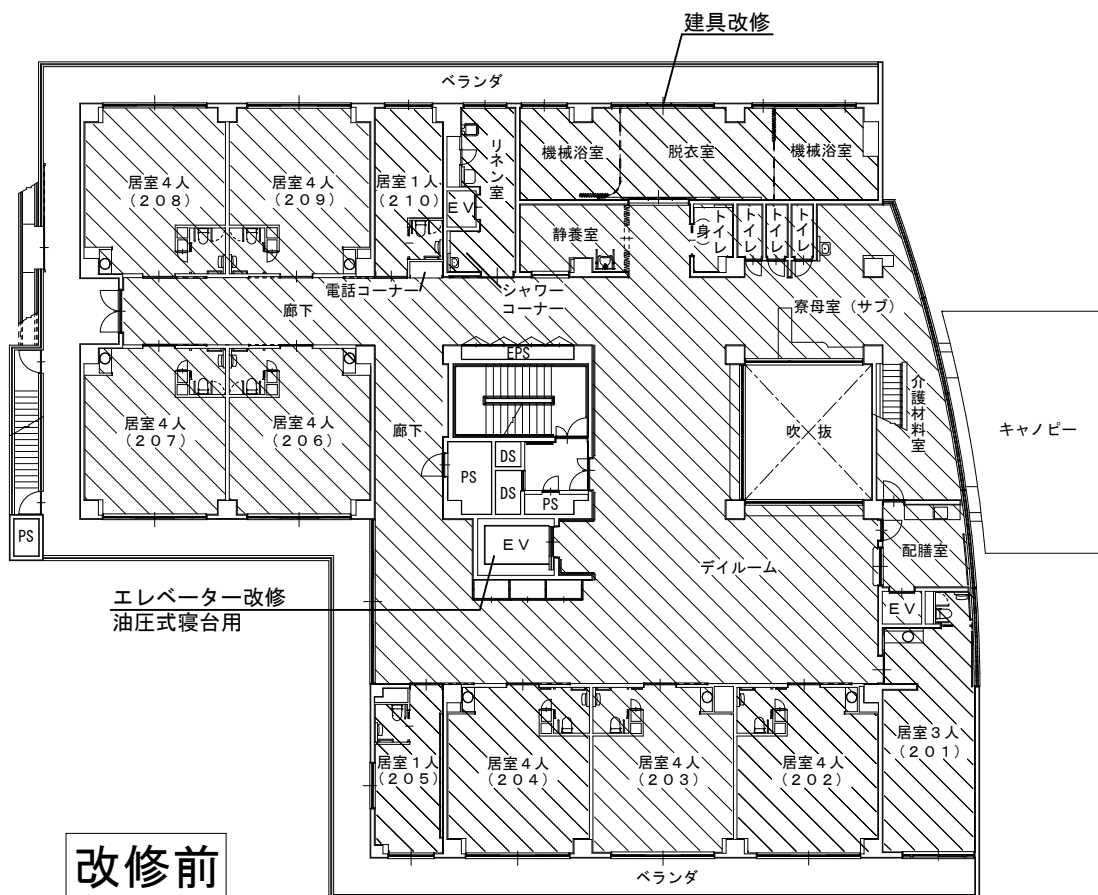
 事業形態変更に伴う改修



1 階平面図

- ・スプリンクラー改修：防災設備
- ・照明LED化

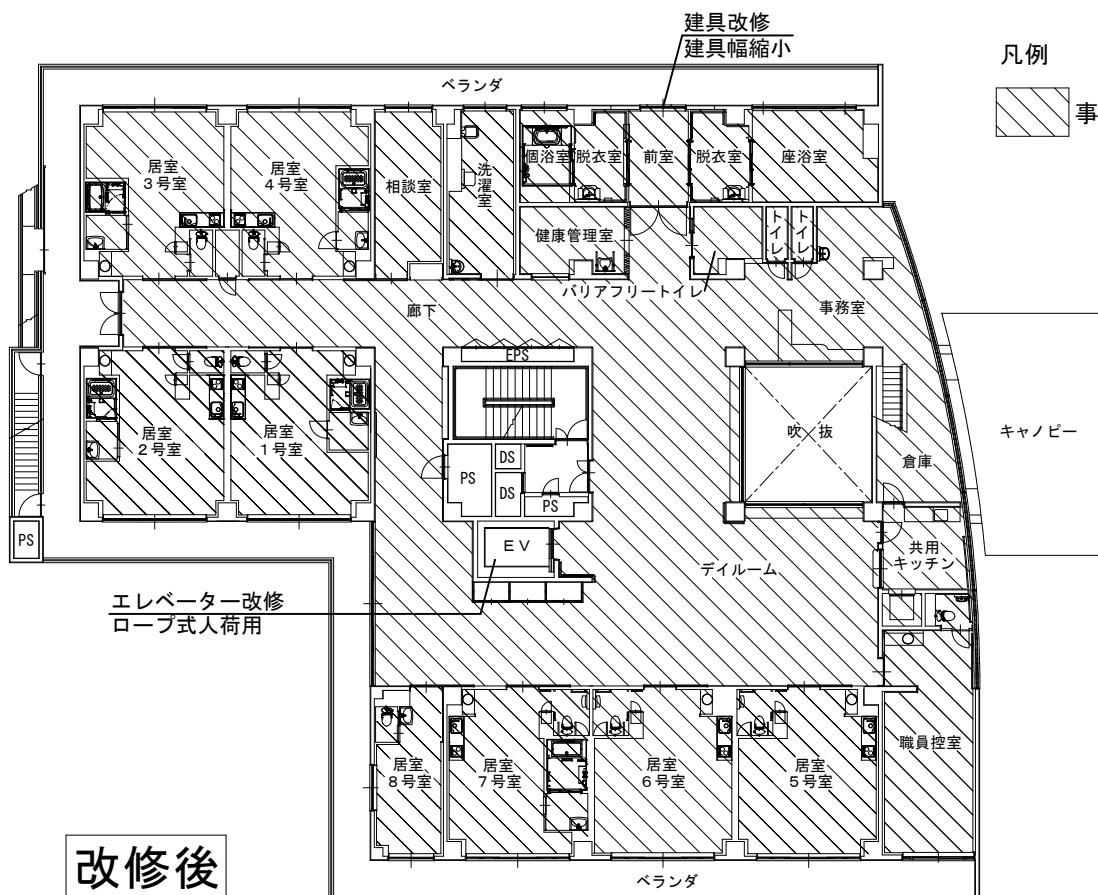




改修前

2階平面図

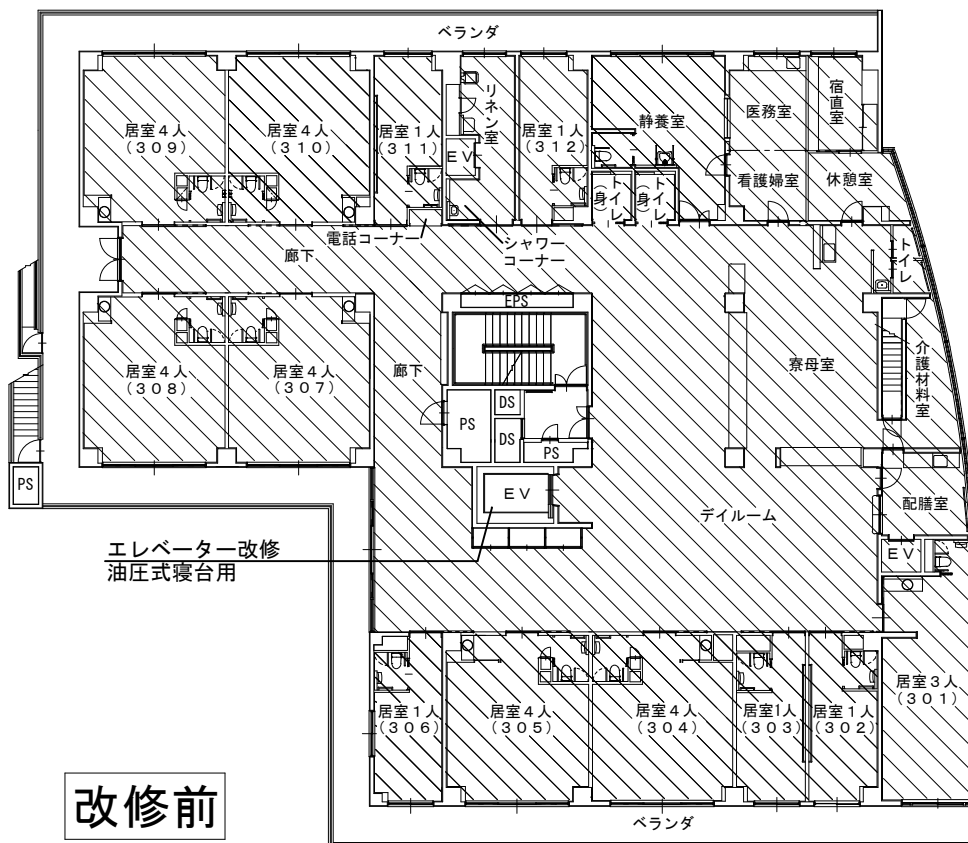
- ・スプリンクラー改修：防災設備
- ・照明LED化



改修後

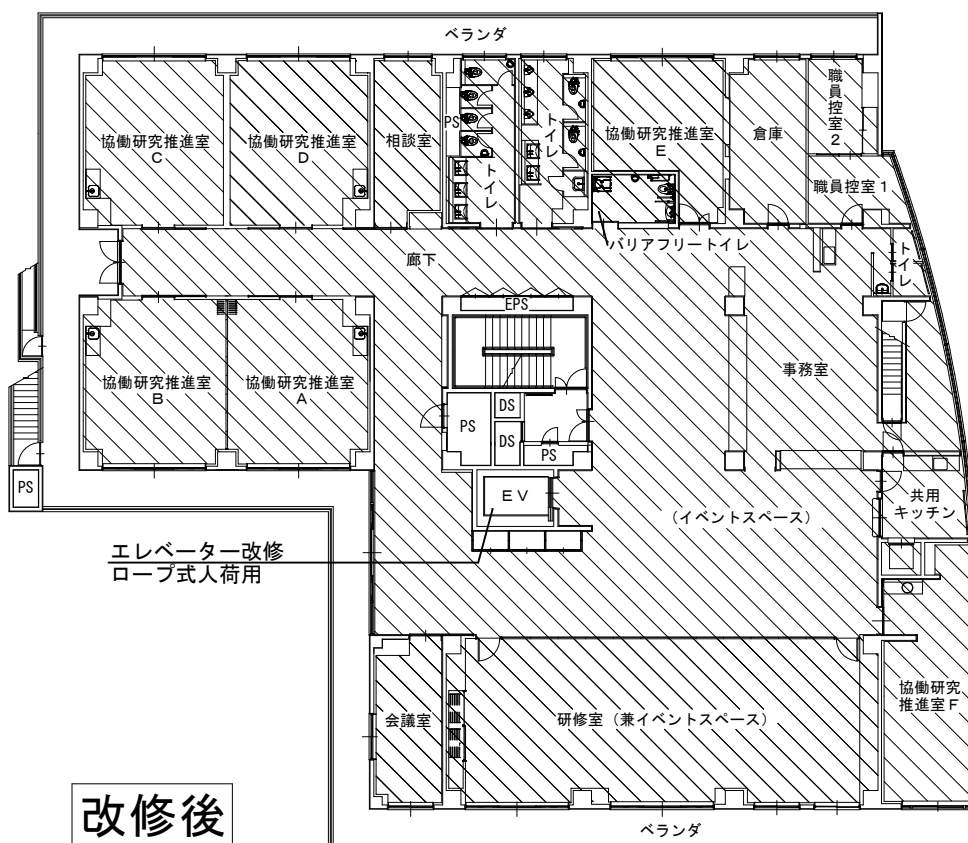
凡例

事業形態変更に伴う改修



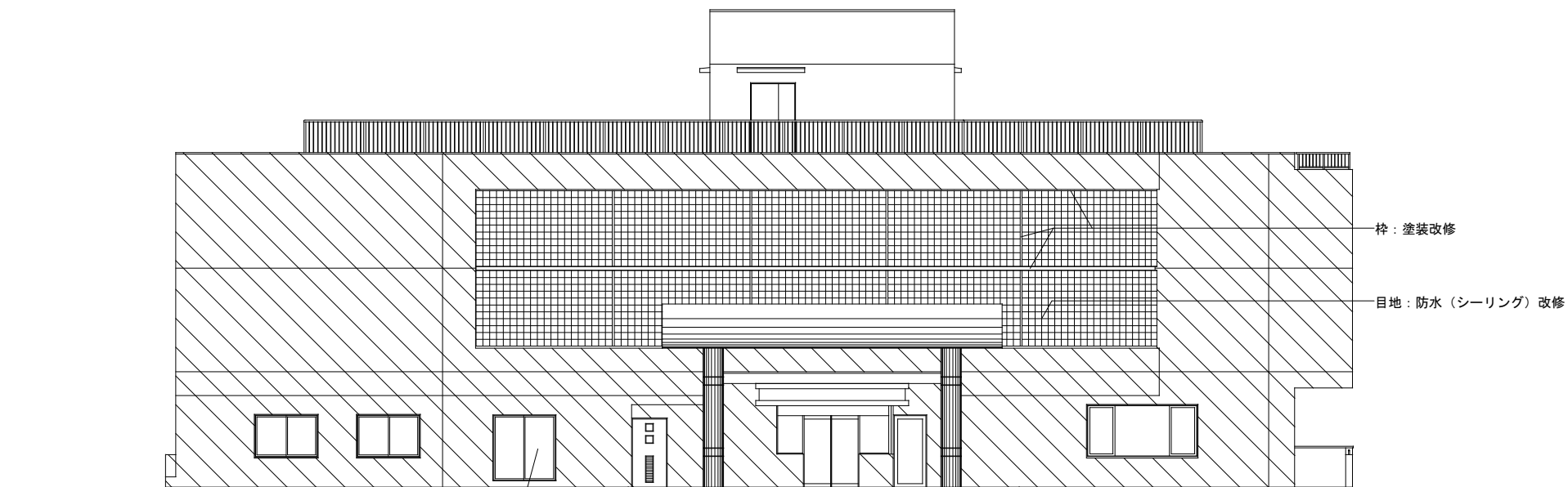
3 階平面図

- ・スプリンクラー改修：防災設備
- ・照明LED化



凡例

 事業形態変更に伴う改修



建具改修
腰窓を出入口へ変更

東立面図

凡例



外壁タイル補修



ガラスブロック部補修

議案第 40 号

令和 4 年度三鷹市一般会計補正予算（第 4 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 41 号

令和 4 年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 42 号

令和 3 年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度三鷹市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 43 号

令和 3 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 3 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 44 号

令和 3 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 3 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 45 号

令和 3 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 46 号

令和 3 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 47 号

令和 3 年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

令和 3 年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定に基づき、議決を求めるとともに、令和 3 年度三鷹市下水道事業会計決算を、同法第30条第 4 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝